

○演説と態度是れも亦程度問題ならん、不幸の場所に臨みて吊辭を述ぶるに陽氣の態度を爲すは甚だ不可なり、又慶事の席に於いて悲愁の態度を以て祝詞を述ぶるが如きも同じく不可なり、特更に手を振廻はし顔を怒らせて容態を作るは、演説使ひの爲す所なり、要するに辯士の態度は演説の題目と相應して自然に活動すべきものなり

○音聲の高低抑揚は甚だ困難なる問題なるが、是れに就いて一例の語るべきは山縣侯なり、侯が最初の議會に總理大臣として出席せし時の演説は音聲意氣甚だ暢びざりしが、二度目の總理大臣たりし時の演説は頗る見るべきものありし、蓋し侯は元來謠曲に熱心に爾來益々謠を以て音聲を修練せられし結果、右の如き成功を見るに至りしならん

○大臍に於て音聲も頭腦と密接の關係を保つものにして、其の抑揚高低も自然腦神經の作用と相伴ふものなり、世間の辯士中には音聲の悪しきにも拘はらず通りの宜きものあり、又音聲良けれども聽衆に徹底せざるものあり、蓋し演説者十分に道理を吞込んで演説する時は音聲自然に貫徹すれども、事理を解すると分明ならず、此の先きは如何に言はんかと苦心しつゝ演説する時は、音聲聽衆に貫徹する能はず、結局辯士の腦中一點の疑懼無く思慮澄明なれば、態度も亦泰然として音聲朗明聽衆を感動すると深かるべし

○故陸奥宗光氏は當時の閣臣中雄辯家として議會に於ては頗る長演説を爲せしが、氏の如き俊邁の人物なりしにも拘はらず、演説の時は常に意氣甚だ暢びざりし所以のものは蓋し演説に苦

心せしが爲めなるべし、氏は議會にて演説せんと欲せば、豫め草稿を作りて反覆自ら修演して然る後議會に出席するを常としたるを以て、精神の幾分を記憶の方に取られ此く不結果を見るに至りしならん、寧ろ議場にて草稿を展べ是れに據て安心して演説せば其の結果宜しかりしならんと思はる

○演説に就いて學問の素養を必要とするは勿論なるが、論旨の精確なるは専ら學問的判斷と、經驗的參照に出づべきを以て、之れ無くんば眞正の演説者たるべからず、然も亦餘りに讀み過ぎ調べ過ると腦中に消化し難きを以て應用の好材料たる能はざるなり

○演説者としては四國人の音聲最も適當なり、特に土佐人の音聲は莊嚴に聞え、之れに次いで九州人は壯大に、中國人は優美

に聞ゆるが如し

○演説は自分本位と聽衆本位の別あり、東洋流に自ら學者として品位ありと標置して居る人は、自ら自分本位の言葉を擇んで使用するならんが、聽衆本位の演説者は如何に言へば聽衆に領解せしむるを得べきかと注意するを以て、兩者の言葉使いは自ら差別なきを得ず(談話に據る)

鎌田榮吉君

○予は演説に就いて豫め此の事は此く言ふべく、此の場合には此く言はざるべからずと考へたと無し、然も其の大體論旨は固より豫め思考し置かざるべからず、詰まり演説に臨んで先づ

以て其の要點を五つ六つ考へ置き、登壇後此の數個の要點を順次説き去り、要點と要點との間は聽衆の意嚮を觀て臨機に之れを綴合はすなり

○換言せば予は演説に就いて先づ大範圍を作り、而して其の内に又小範圍を作り、小範圍の内には専ら聽衆の氣合ひを察して當意即妙的に説廻はすを常とす、故に大主旨先づ定まれば其の言葉や引例の如きは機宜の作用に一任するを可とす、豫め細密に思想を極め置くが如きは予の取らざる所、況して草稿を作りて演説を爲すが如き尙更ら好まざる所なり

○一人を對手として語るも、千人を對手として語るも同様に心得ざるべからず、蓋し予は演説を以て一種の技術と思考せず、矢張り談話の積りを以て演説を爲すなり、故に其の時々の必要

に應じて、音聲にも自然高低を生ぜざるを得ず、演説屋の演説は何と無く虚言を吐く一種の藝者の如く感ぜられて氣耻かしく覺ゆるなり、故に予は必要上より演説を爲すの外何等の思考を有せず

○無暗に言葉を誇張して莊麗を装ふ、古代流の演説は時勢の變遷と共に衰廢して、今日は實用上より事務的と相結合し、演説も亦事務的となれり、彼の役者の眞似を爲し藝人の態度を擬するが如きは眞正の演説者と云ふべからず、予は演説に於て總べての虚飾を非認すると共に、其の言ふ所適切にして道理に合へば聽者必らず感動すべく、若し感動せざれば己れの悪しきが故なりと反省するの當然なるを信す

○予は既に述べしが如く演説の爲めに殊更に思考を費やさず、

大膽に登壇して後腦中に浮び出づる所を説明布演して演説するを例とせるが、前述の如く豫め演説の要點を考へて登壇するは予が他所行きの遺方にして固より尋常普通のものにあらずと知るべし

○要するに予の演説は、讀書經驗等より得たる所の知識思想が其の時々頭腦に浮び來たりたるものを捉へて演説する迄なれば、大體は前以て考究し居る事を言ふに過ぎず、故に其の時々に作りて演説するが如きは決して之れ無し

○日本人としては西洋流の態度を模倣せずとも、十分聽衆を感動せしむる方法あるべき筈なり、圓朝が扇子一本で聽衆を泣かし、僧侶が説教して信者を感泣せしむるも、皆西洋流に身體を躍らし誇張の言葉を使ふが故にあらず、是れ以外に人を感動せ

しむるの方法無からんや況んや新智識を有せる人物に於てをや
○予は今日に於ても演説して聲の枯れる恐れ無し、幼少の時は音聲最も豊かなりしが、是れ畢竟漢學素讀の練習行はれたる効果ならん、予の老來尙長演説に堪ゆるは亦幼時の素養與りて力あらんか

○演説も亦矢張り幾分か野菊的の趣味あるを要す、庭園の菊花美は則ち美なれども、人造に過ぐれば却て風韻を損するの恐れあり、同じ菊花にして時節を失はずに咲けば野菊も亦觀るに足らずとせんや

○當慶應義塾内には從來三田演説會の設けあり、毎月二回定期演説會を開き、又外に學生各個の團躰あり、演説練磨と、學術研究を目的として時々演説會を催ふせり、慶應義塾從來の風とし

て學修して得たる所の知識を自由に他に傳ふるが爲め、演説は學問に伴ふ必要方便として自然に奨勵されつゝあるなり（談話に據る）

子貢一出。存魯亂齊破吳疆

晉而霸越。子貢一使。使勢相

破。十年之内。五國各有變

（史記）

演 說 模 範

施政の方針

總理大臣 伊 藤 博 文 君

（明治二十八年一月一日衆議院に於て）

諸君、方今の軍國重大なる關係の大躰に就きましては、本期議會開院の勅語に於きまして既に御承知に相成て居ることゝ存じますが、昨年七月日清交戦の事起りました以來、既に半歳を経過致して居りますが、此間に於て軍事の進行に就きましては諸君に於ても御熟知に相成て居る通りのこととありまするに依つて特に私より申述べる必要はないと存じます

又外交のことに就きましても、大躰は既に勅語に現はれて居ります、其詳細のことに至つては今國家と重大なる關係を有する譯であります、故に諸君の前に未だ之を明瞭に報告を致すの時期に到達致しませぬのであります、併ながら軍事外交共に自ら其時期に達すれば細大遺すなく諸君に御報道を申したいと存じて居りますので、今日未曾有の時期に際しまして素より國家の上には爲すべきこと多々ありますが、已むことを得ず今日は事の緩急を計つて軍事及外交上の急なるものを以て、先づ専務と致しまして、其他の事は成るべく後日に譲る積であります、故に本日則ち本院に提出致して置きました所の豫算に就きましても、先づ經常費を目的と致しまして、而して已むことを得ざるものを加へましたのみであります、到底事終局に至り

ますれば、前途の計劃も百般あること、存じまするが、是等は今日戦争の半ばに於て計劃し能ふことでありませぬ、故に必ず軍事のこと終局を告ぐるに至れば諸君と共に將來の計劃を立て、往かなければならぬこと、存じますが、其時期に際して自ら提出することに至るだらうと思ひます、先づ今日の大勢上に於きましては諸君御熟知の通りであります、畢竟此國家進運の時期に際して斯の如き形勢に至つて居りますると云ふも、素より 上至尊の御威徳に依り、下は我海陸軍の忠勇なるに因つて則ち今日の戦況を呈して居る譯であります、抑々諸君が國民の代表者として此軍國の大猷を當初より翼賛せられました、めに外に在つては軍人内を顧るの必要なく、内に在つては人心一和して以て此大敵に當つて居ること

を得るものと存じます。

博文甚だ不肖ながら至尊の信任を蒙つて、自ら揣らず此時期に際して大任を荷ふて居りますが、努めて 至尊の大命を全ふし併せて諸君の希望に背かざらんことを獨り自ら祈つて居りますのであります、且つ又斯の如き時期に際して上下人心一致の結果に依つて其希望を満たすことの政略を實行するの大任を蒙りまするのは、一國の宰臣として實に名譽とする所でありませぬ、願くば今日の時期に於ては成るべくどうぞ、政府に於きましても唯今述べまする通に經濟上のことなり、或は法律案採も急を要しませぬものは他日に譲らんと欲しまするに就きまして、諸君に、於てもどうか御同感でありますならば、事を速に結了されんことを偏に希望致します。

外交の方針

外務大臣 大隈重信 君

(明治三十一年二月十六日衆議院に於て)

諸君、今回私は此神聖なる衆議院に向て口を開きますことは始めてあります、諸君と此處に御會ひ申して私の説を述べることは甚だ私は喜ぶ所でございます。

先日豫算委員會に於て色々此外務省の費用に就て質問が起りました、其時に此外交の方針を聴きたいと云ふ質問が起りました、其時に此外交の方針は直接に豫算に關係しないのであります、併しながら自ら間接に豫算に關係も致しまするが、之はいづれ本會に於て述べやうと思ひますから、委員會に於ては其

直接なる事柄のみに向て答辯を致すと云ふことになつて居りました

それ故に今日は外交の方針に就て大體の御話を致そうと思ひます是れは諸君御承知の通りに、第一議會以來度々國務大臣が議會に向て述べられた、外交は開國の主義である、或は開國進取であると云ふことは、度々述べられた様に存じます、勿論此外交の方針——方針と云ふよりは殆んど國是と云ふものは明治初年以來一定不動のもので、今日又將來に於ても此開國の主義、若くは開國進取と云ふものゝ如きは變ずるものでないと信じて居ります

又更に此迄述べられた所のものに多少、附加へて私が述べることは必要と思ひます、畢竟此明治の國是として現はるゝ所の

外交には、どう云ふことが大切であるかと云へば、維新の大詔にもあるが如く萬國と對立と云ふことが、此萬國と對立——併立すると云ふことが、總て此外交の方針よりして、有ゆる國家に變動を起して、總て萬國と對立せんとすれば、一國の制度文物教育、有ゆるものは變更しなければならぬと云ふことが起て、廢藩置縣と爲り、幣制の改革と爲り、徴兵令其他法律の改正、新規な法律を拵へ、或は地方の議會、地方に自治を與へる等、遂に憲法の制定さるゝまでに至つたのであります、總て此國是、所謂開國進取、言換ゆれば即ち外國に向て萬國と併立すると云ふ主義からして、日本が導かれて今日大に文明に進んで世界に重んぜられ尊敬さるゝと云ふ國に迄進んだのは、皆此主義に従つたものであると存じます、

是に於て私は一層進んで申したいと思ふのは抑も此外交と云ふものは随分困難なることである、決して此一國で以て左右することが出来ぬ、此外交と云ふものは餘程此以前と今日と次第々々に變化して來たのである、諸君御承知の通りに昔の外交と云ふものは、或る一國と一國と、若くは一國と數國、誠に區域の範圍が狭かつたのであります、然るに今日に至りては、運輸交通の便が非常に發達し、世界の利害の關係が餘程密着し來たのである、此れ故に此外交の有様と云ふものは餘程變化して來た、御承知の通りに昨年起た所の英國とベネズエラ、英國は世界無比の大國である、世界に殆ど一千万方英里以上の殖民地を持って居ると云ふ大國と、南亞米利加のベネズエラと云ふ小さな共和國、而して此境界が全く沼地である、無人の地で

あると云ふが如きもの少しの境界の地の争が起たのである、諸君御考へ下され、何でも無い話、英國の力、英國の強を以て弱少のベネズエラに加ふ、何でも無い話であるが、なか／＼さうは行かぬ、直ちに北米合衆國より之に向て干涉が起て來た、そこで英とベネズエラの問題にあらずして、南北亞米利加と英國との問題と爲て來たのであります、それに干涉する言葉にどう云ふ言葉を用ひたかと云ふと、御承知の通りに古くから成立して居る所のモンロー主義、南北亞米利加に歐羅巴の勢力を拒絶すると云ふ一つの主義を持込んだのである、是に於て南北亞米利加と英國との問題にあらずして世界の問題に成つたのである、如何となれば歐羅巴の勢力を入れぬと云ふ如きことであれば直ちに重大の問題と變じて、随分歐羅巴は亞米利加に殖民地を拵

て居る、種々な關係が起て小さな二殖民地の問題が世界的の性質を帯びて來ると云ふものである、

マーツは是も英國である、昨年英國とトランスバールの争が起つた、是は何でもない一ツの旅行者、或は一ツの會社に従事する人がトランスバールに於て革命を企てたのである、其問題は何でもない、一の亞弗利加の一小共和國、殆ど英國の一保護國の如き國に起つた事柄で、直ちに日耳曼との關係が起つた、既に日耳曼と英國と干戈を交へんと云ふまでに進んだ、日耳曼と英國の争ひは英國と日耳曼との關係にあらざして、日耳曼の三國同盟其他に及ぶと云ふので、矢張世界的の問題に成た來た、故に此外交の範圍が廣くなつて、隨分小さな事も世界に關係すると云ふことである

既に明治二十七年から二十八年に渉る支那の戦争は支那と日本の關係である、少しも他に關係がない事である、併しながら是も遂に二十八年に至て歐羅巴の最も勢力ある三國の干渉と云ふことが起て來た、是も矢張世界的の問題となつた、それ故に世界の問題として隨分世界の有名なる歐羅巴の東方問題などに對して、隨分世界近來では東方問題近東問題或は絶東の問題などと云ふものが、今方に端を日清戦争から惹起すと云ふことである、なか／＼外交の範圍が廣くなつて來た、利害の關係が直ちに極細微の事も世界に及ぶと云ふが如き有様である、

此に於て私は一言述べたいのは、此外交と云ふものが第一規模が大きくなってはならぬ、計劃の規模が廣大でなければならぬ、總て外交計劃は直ちに全世界に及ぶ、規模廣大なりと云ふ

ことを一言述べます、それから外交の方針、吾國是と云ふものは一定不動連續と云ふの必要を述べたのである、而して之れを達するにはも一ツ申上げたい、最も善良なる外交は國際法の主義に密着すると云ふことである、國際法の主義に密着する外交は即ち正理を土臺にすると云ふことである、此正義の力は強いものである、必らず世界公論の同情を得ると云ふ力がある、

今日日本は數年來の熱心と勉強とを以て、國の進運に乗じて歐米の各國は餘程日本に友誼を表して、既に四十年來不都合の條約の下に苦められた所のものが、國際法の主義に従ふて、日本は眞正なる獨立國と見て、國際法の待遇に依て同等なる待遇を受くると云ふまでに進んだのは是れ畢竟日本の進歩の結果で、且つ英國は世界に先て日本の條約改正を承諾し、續て歐米の諸國

は十分同情を表して日本の條約改正を承諾した、今方に數十年の問題たる條約改正は、僅に奧太利匈牙利の一國を残すと云ふが如き有様に成て居るのであります、そこでもう是れも早晚落着するに相違ない、其時に當て始めて日本が世界に向て同等の地位を保つのである、

是まで諸君御承知の通りに治外法權と云ふものは耶蘇教國民の間のみ行はるゝものである、治外法權と云ふものは白哲人種の間のみ行はるゝものであると云ふが如きは、隨分立派な國際法の學者達も述べたのであります、其の妄想は次第々々に消滅し、耶蘇教國以外、白哲人種以外に、日本の進歩は、所謂此正理の上から、世界の正理の助けを受けて、遂に同等の地位を保つと云ふことに至つたのであります、それで是れより愈よ

此條約改正から起る所の日本の利益を收めんとすれば、一層力を盡して此國を進めなくてはならぬのである、又疑なく此國は進むに相違ないのである、此進む所のものは外交と相待つて居る、それ故に外交は遂に此正理の土臺に於て國際法と近寄ると云ふ最も善良なる外交を取て行かなくてはならぬ、

是に於て決して是は本大臣、即ち此大隈と云ふ大臣の言葉ではないのである、即ち明治政府の方針を代表して云ふのである、此人に依て變ゆると云ふ外交は甚だいかぬのである、そう云ふものは甚だ危い、一時どうも非常な才智、非常な外交を以て随分一時を成功した例が澤山あるが、それは所謂沙上の樓閣直ぐ破れてしまふ、それが私が初から外交は一定不拔連続と云ふのはそれでありませう、人が代て外交が變ずる、それではいかぬ、

是は私が明治初年以來の一定不動の方針である、其中に多少過ちがあるか知らぬ、併ながら私は誠意正心此進運に乗ずる、此國體に於て、今御話する主義を以て十分力を致し事に従ふ積りである、それで此方針を以て進むに就ては決して大なる過はないと信ずるのである、

又幸ひ今日は日本の外交皆極親密である、多少の問題があつても、是は直に結了することが出来ると信じますのでござりませう、私が信ずる所を以て見れば、此外交は必らず日本に對し最も友誼を重んずるとになる、或は多少是れまで不快の感を持って居る國も、轉じて十分なる友國と爲すことが出来ると信じて居るのであります、大體の方針は是れ即ち明治政府の方針、是迄度々述べられたるものを少しく附加へたに過ぎぬ譯であります

上奏案提出の理由

衆議院議員 犬 養 毅 君

(明治三十六年五月廿八日の衆議院に於て)

私は本案提出者の一人と致しまして、説明を致します、唯今の國の有様から申しますれば、實に此案の中にも書いて居ります通り、内外多事此事の多い時でございますから、私共は成るべく議會と内閣との衝突は避けたいのでございます、成るべく議會と内閣との衝突を避けて、一面には年來の問題である所の、行政の整理、財政の整理、之を行つて一切内の整理を振作し、斯様にして及ぶ丈けの勢力を外に向けて、大に我國の發展をなさねばならぬと云ふことの希望を持つて居ります、それ故に

是迄成るべく區々たる争ひは、しないと云ふ考へてありました、殊に今日の場合此事局の最も困難なる秋に方りまして、茲に記してございますが如き、上奏を以て天聽を煩はし奉ると云ふことは、實に私共は恐懼に堪へないことでございます、併ながら此上奏は通常議會と内閣の衝突と云ふ事柄以上のものである、輔弼の責任、此大責任が、今度の内閣の舉動に於て、殆ど煙滅して、何れの所に求めるかと云ふ、往き方の分らないものになると云ふことである、然らば議會と内閣と衝突してない、議會と内閣と一致したときと雖も、是は責めなければならぬ事柄である

昨年内閣は地租案を出された、此地租案を出されたときには、海軍擴張の唯一の財源、此地租案を除いては、外に海軍を擴張

すべき思案はない、屢々私共は内閣と論じた、此他には一切ない、行政整理に於ては最早金を産出す餘地はない、此時の有様は如何なる有様であつた、今日の形勢と少しも違はぬ、三百七十有餘の衆議院議員の中に、二三十人を除くの外は、悉く此地租案に反対したにも拘はらず、内閣は堅く執て動かれなかつたのである、其言葉の通り、何所までも内閣は其所信を貫き、是がために解散になつたのである、全國既に此地租案と云ふものを以て、内閣が輿論に訴へられた、全國に大紛擾大競争を起して此解散を行ひ、解散と共に再度の選挙を行つた今日は、其重要な問題たる地租案はどうした、直ちに軽く之が撤回をなされた、之をされた上に、此地租案を撤回して之に代るべき財源はどう云ふ取扱にされたか、たつた此間十六議會に於て公債政

略は有害なる、有害なものであるから、拒絶すと言はれた所の公債政略が、一年有餘も経たない中に、又其言葉を反古にして、此公債政略に依られた、其公債政略に依る外の財源は何であるか、たつた前の議會に行政整理は、最早寸毫もなすべき餘地がない、寸毫もなすべき餘地のないと云ふた行政整理で、又百萬圓と云ふものを出される、唯此百萬圓を出されるのみならず、昨日原敬君に答へられた言葉に——内閣總理大臣が答へられた言葉に、まだ此餘にも行政整理をなすべき餘地のあるかの如くに答へられた、然らば行政整理は、一毫もなすべき餘地がないと云つたものから、百萬圓も産出し、又更に産出すと云ふ、何所まで程度があるのか、殆ど計るべからざると云ふ有様であります、斯様な無責任、斯様な無定見のなされ方は、賢明なる内

閣諸公に取つて、私共は最も遺憾に感ずるのであります

唯是のみではございませぬ、昨年地租案を提出致されたる時に、内閣諸公は如何なる言葉を以て、聖裁を仰かれましたたてございませう、無論是にあらざれば海軍擴張の資金は、外に一毫もな
いと言ふことを以て、聖裁を仰かれたであらうと私は考へる、本年提出されたる時には、如何なる言葉を以て、聖裁を仰がれた、御裁可を請はれた、軽く之を撤回される場合には如何なる理由を以て之を撤回されました(拍手起る)諸君、妥協—妥協と云ふことは、最早公然の秘密である、一個の政治家と内閣諸公とが一席の私話を以て國事を取極められたと云ふことが、所謂妥協である、其私話の結果約束の結果は如何になつたか、地租案は形式上提出する、併ながら議會に一應の反對があつたならば必ず

撤回すると約束せられたのである、既に主旨たる地租案——此地租案を以て再び議會に提出されるに、如何なる言葉を以て御裁可を受けましたか(ヒヤ〜)一私人との約束で、既に國政を事實は議決致し、此演劇を果すために——一の芝居をなすがために恐多くも 至尊の御裁可を虚欺の言動を以て請はれたと云ふことは、實に痛歎に堪へないのでござります(拍手起る)加之ならず此虚欺の遺方を以て、全國を代表したる衆議院に向つて必ず撤回と極つた地租案を、一日でも出されるとは、如何なる所爲でござりませう(拍手起る)實に無責任極つたるなされ方である

凡そ一國の大臣、一國の國務に重大なる責任を有たれる所の大臣諸公の、其一言一行は何時でも、天下公衆に向つて明々白

々と、答辯の出来ますることではなければならぬ、正々堂々と説明が出来得られる事柄でなければならぬ、内閣諸公は地租案を形式上提出して、又直に撤回して公債政略を取り、又前に否んだ所の行政整理から金を産出す、此顛末に付いて果して議會に向つて、説明される通り、其説明をなし得るか、此濟々たる、賢明なる内閣諸公が、果して吾々を満足さすべき、種々の御説明が出来ませうか、出来ない、昨日曾禰大藏大臣が説明された、唯此重大なる大變化に向つて、已むを得ずと云ふ一語を以て答辯された、已むを得ずと云ふ簡短なる言葉が上は 天皇陛下を欺罔し奉り、下は衆議院全國民を欺罔したと云ふことに對して申譯に相成りますか（拍手起る）斯様な簡短なる言葉を以て申譯になりますか（ヒヤ〜）内閣諸公は、宜しく深思熟慮し

て御考に相成りたいと考へる、斯くの如くなされたならば、其上に餘程御困りになりはせぬか、議會が地租はいやだ、其次に行政整理から出す、行政整理から幾ら出す、又いかなければ前に捨てた公債から出すと云ふように、一切他から支配されて、行政の獨立なるものは寸毫もなく、己れの地位さへ守り得るならば、政府の設計總てのことは他の指圖に任せると云ふことに相成りましたならば、行政の獨立は何所にござりませう（拍手起る）斯様な苦しいことをなされて、一國大臣の責務が果して往かれると御承知なされて居るでございませうか、此の事は決して黨派の觀念に關係は持たないものでございます、餘程慎重の御考に相成りたいのである、唯今日の一事でございますれば、随分内閣諸公のために恕せられ得る

かも知れぬ、併ながら斯様な悪例を今日布いて、後來是が例となりましたならば、國務大臣は全く無責任なものになり、憲法第五十五條は何の効用もなさぬと云ふことになるのでございませう(拍手起る)

私は此明々白々なることに向つて、多言は用ゐませぬ、唯今内閣諸公が上は 至尊に對し奉り、下は國民に對して此無責任のやり方を以て、一日の安を偷むがために、己れ一日の便利のため、斯様な演劇を以て、至尊に對し、人民に對し、餘り冷酷、餘り殘酷、餘り不親實、餘り無責任のやり方であられると云ふことを、私共は確信するのでございませう、願くば滿場の御同意が得たい、色々御説もございませうが、此事だけは如何にしても不問に措くと云ふことは、後來の例に甚だ憂ふべきことでありま

す(拍手起る)一切の感情、一切の行掛りを捨て、どうか願くば大多數を以て、此案を通過相成るやうに冀ひます、唯是だけを……

閣臣に反省を促がす

衆議院議員 大石正巳君

(明治三十六年五月廿八日衆議院に於て)

滿場の諸君、最早私は此場合に出る必要がないかと感じまするけれども、其番に當つて居りますから、出ました次第であります、此上奏案の説明者に次いで、元田君の十分なる御賛成を得た譯であります、併ながら唯殘る所のものは、滿場の諸君に向

つて訴へるよりは、寧ろ内閣諸公に、私は誠心勸告を致したいと云ふのは、此立憲政體の日本に設立せられたるや、日尙淺くして、政府と人民と、相共に此發達を圖ると云ふ事に、力を盡さんければならぬ場合である、互に此立憲的の軌道に倣めて、嵌らざるものを足すと云ふ事は、唯獨り代議士が働かましても、之に相應して政府が其考へに向はぬ時には、遂に此發達を爲す事が出来ぬと云ふ事に至る、而して立憲政體の骨子となるべきものは、何であるか、即ち共に責任を重んずると云ふ事と、政治上の徳義を守ると云ふの二點であります、此二つのものを棄て、しまふならば、何れに依て立憲政體が生活する事が出来るのであるか、固より内閣諸公、其位置と利害と云ふものを、全く別にして御考へになるならば、吾々と毫も違ふ所はないと私

は信じて居る、此賢明忠良なる内閣諸公、吾々に代つて國務に盡さるゝ所に向つて、彈劾上奏案の如きは、實に是れ已む事を得ざるに出でたるものであつて、寧ろ吾々の之を發意するにあらずして、内閣大臣は吾々を驅つて、此上奏案を出さしめたものと云はなければならぬ（ひやく）故に吾々は諸君と共に、上は 陛下に對し奉り、下は國民に對し、又吾々代議士たる職責に對して、茲に一條の活路と云ふものを明けて下さるならば、吾々は敢て此上奏案をなすに至らぬのである、内閣諸公如何でありますか、吾々が國民に對して申分けの出来る、其職責に背かないと云ふ良方があるならば、私は慎んで教を受けるのであります

然るに吾々は今日茲に至つて、此道に出るより外に如何ともす

べからざる場合に至て居る（ひやく）寧ろ内閣諸公を責むるのでない、内閣諸公が吾々を責むるのである、茲に至つて私は此憲政の發達と云ふ事に就いて、一二の順序を追ふて申し上げたい事がある、固より賢明なる諸公は、自家の行動を以て、非立憲的の行動とは無論御信用はないのである、然るに如何せん憲政の本義に照して、著く昨年以來此憲政の精神を破壊し、其本義に乖戻して居ると云ふ事を、私は申上げたい、凡そ國民の代議士を召集し、一國の大政を議すると云ふものは、何の利益があるか、茲に多數相集まつて其意見を闘はし、國家の利害を盡究し、而して此衆議の間より發明したる所の、最も國家のためなりと信ずる所に依つて、之を公議に決すると云ふのが、憲政の精神である、若し之を暗室の中に國家の大政を私議すると云ふ、

一旦習慣が附いたならば如何である、何のために、此公衆を集める必要がある、斯の如く天下の政を私議に依つて決すると云ふことならば、私は寧ろ此國會を開かぬ方が勝つたるものであらう（拍手）デ是は内閣諸公も、疾に御承知のこと、考へます、尙是は昨年以來、頻に此妥協々々と云ふことを續けられて居る所のもは、果して内閣諸公が、此非立憲的なることは、御感じないのであるが、又御承知になつて是を爲さるゝが、甚だ私は之を疑ふ

又凡そ重要なる問題を議會に提出するに當つては、其責に任ずると云ふことは、豫め初めから御承知のことと云ふればならぬ、通過すれば宜し、通過しなければ既に國民の信用は、内閣を去つて居るのである、此時に内閣諸公は自から決する所がなければ

ばならぬのである、即ち之を解散に決したので、解散と云ふものは、之は昨年之の如き解散の仕方と云ふものは、凡そ列國に先例がありませうや否や、暴君惡吏の國政を恣まゝにする處に於てはいざ知らず、立憲政體の國に於ては、昨年之の如き殆ど國論の向ふ所が明かに知れて居る、又此議會の多數、殆んど多數と言はんより全會一致と云ふまでの有様であつた、斯の如き場合に解散を爲すと云ふことは、如何なる趣意である、殆んど昨年之の如きは解散の餘地のない場合である、餘地のない場合に之を強ひて解散をする、既に之は憲政の軌道を離れて居る、而して之を解散した宜しい、其結果に依つて總選舉を行ひ、總選舉を行つた其結果を見たならば、そこで大勢は又明かに内閣に反對して居ると云ふことは分つて居る、此時に内閣は又處決をせん

ければならぬ、殆ど動かすべからざる國論である、然るに内閣は尙臨時議會を開かれて宜い、臨時議會を開かれて、同一の議案を出すに至つては、又國民の輿論と云ふものは、全然内閣に反對の態度を表はして居る、茲に於て内閣は最早免るべからざることを覺られた、妥協なる一種の變道を開かれた、是は私が考へるに、此第二の推選せられたる議員の反對を受くるに至つて、内閣が自から處決することを知らずして、妥協案なるものを造られて、さうして尙此間に免かれんとする所の態度は、取りも直さず之は内閣が國民に背いたのである、國民に背いて而して其代議士を誘ふて、尙國民に背かしむる所の態度を取られたものである、所謂代議士をして其選舉民に、裏切をさすることを勧誘せらるゝのと、相變らぬ

ものである。(拍手) 此内閣の國民に對して自ら背き、尙代議士をして國民に裏切をさせんことを、勸誘すると云ふことは、果して立憲政體の美譽でありませうか否や、又既に敗れんとする——議會に於て敗れんとする間際に至つて、議案の撤回と云ふことは、即ち撤回ではない、既に否決されて居るのである、唯之を名づけて撤回と言へども、其實即ち否決されたもので、謂はゞ相撲取が土俵で相撲を取る時に、譬へて見れば、土俵外に投げられて居るのである、内閣は即ち負けて居る、一旦負けて居る所の相撲取が、又再び土俵に驅上つて來て、勝負を求めると云ふことがあつたならば、諸君は如何なる感じをなすか、吾々は斯の如き内閣の諸公の態度は、誠に畏多くも 陛下の聖徳を煩はすではないかと、私かに憂ふるのである、又之に對して吾

々は憲政擁護を以て、内閣諸公に勸告せざるを得ぬ。斯の如く段々に政治上の徳義を顧み、自ら其責任を顧みずして、此趨勢に任して置いたならば、果して議會に如何なる値打がある、人民の最も信頼して居る此議會なるものは、何の申譯があつて國民に對する、唯今國家内外の形勢を元田君が説かれて、此場合であるからと云ふの御説がありました、私も甚だ其一段は御同意である、御同意であるが故に、私は内閣諸公に最も深く注意を促さなければならぬ、何となれば此内外の形勢、容易ならざる場合に當つては、舉國一致の力を以て、此難局に當らなければならぬ譯であります、内閣の日本帝國に、此贊成者を得て居る數が幾人あります、舉國一致——舉國一致で内閣は反對されて居ると看做さんければならぬ、諸君御考へになつ

ても直ぐに分るのは、内閣の妥協をする所の相手と云ふものは、果して國民に妥協をしたのであるか、決して國民に妥協をしたのではない、然らば衆議院三百七十全體と、妥協が整つたのであるか、決して然らず、百八十有餘名の代議士と、妥協が整つたと假定しても、之に内閣員の十人を加へて、二百名に足らぬ味方である、四千萬の同胞と、二百人の此内閣諸公の味方と比較したならば、如何である、而も此二百人内外の御方には、各々精神的に於て吾々は賛成を既に得て居る、然らば内閣の頼む所のものは、幾許か後へ残るのである、或は此際内閣は法律の權、文武の權を統べて居らるゝ以上は、其責任と政治上の徳義と云ふものを滅して掛る日には、諸君と吾々は「クローデター」をやられることがあらう、如何なることでも、是は其暴力腕力を

を以てせらるゝ日には、主權者のなさんと欲するが儘になるのである、然れども内閣諸公は決して左様な非立憲的なことを遂行せらるゝ御方ではない、必ず是は非なりと見れば、過ちを改むることに最も吝ならざるものである、此所に既に衆議院の大勢の向ふ所、天下輿論の向ふ所を察せられたならば、大に内閣の行動を改めること、私は信ずるのであります、又此の如く一國の味方を持たぬ所の政府であつて、國民の舉國一致の反對を受ける所の政府であつた日には、是が外國に對して如何なる信用を博し得ることが出来る、凡そ外國の政府、外國の輿論に與みして、共に事を謀らんとするものは、日本帝國を相手にして居るのである、決して此内閣の十人の人の其信用を、相手にするものではないのであります、今日の場合に、

最も日本帝國は、外に對して其信用と其力を發揮するの時に當つて、憫れむべくも二百餘名の同志者がないと云ふことになれば、日本帝國のために果して如何なる不幸であるか。又終りに臨んで此行政財政の整理に付きましても、段々前席にも述べられたる如くに、或は先きに餘地がないと云ひ、或は後に餘地があると云ひ、其金額の如き上下すること一遍ならず、二遍ならず、或は地租案の如きも、三分三厘を三分にし、遂に全く是を全廢する撤回するに至つたと云ふことは、殆ど是は夜店の草花市場の懸引の如きものである、此の如くして信用を内外に博することが出来るか、又公債案を以て地租案の歳入に替へると云ふ、是は恰も地租案を賛成——政府の地租案に賛成すると云ふこと、少しも變らぬ、何となれば地租案を撤回して、

更に新税を募らず、公債を募らずと云へばこそ、始めて是は政府が節減をした、成程議會に對して譲つたと云ふことも、或一面から言はるかも知れませぬが、地租案を撤回して置いて公債を募る其公債を募つたものは、内閣諸公十人の信用で以て募られて、内閣諸公十人が是を仕拂はれるなれば宜しいのであるが、然るにさうは參らぬので、此五千五百萬圓の金を借りると云ふのは、日本帝國の人民が即ち之を借りるのであつて、又是を償却する所の即ち責任を負うて居るのである、地租から取るも、公債に據つて、借金をして是を拂ふうと云ふことも、是は同一事である、故に吾々は先きの議會より地租案を撤回し、海軍の擴張には行政財政の整理を以てすると云ふことを言つて居る、で今日に於て此公債案に依つて、地租案を撤回したる所の分を

補ふと云ふことであるならば、取りも直さず是は諸君と共に地租案を賛成したと云ふことになるで、吾々は是等のことは、諸君の最早御承知のことでありますから、申述べる必要もないと考へますが、尙再應内閣諸公の此神聖なる議會を離れ、位地を離れた所の精神に立戻られて、而して共に内閣十人相共に此憲政の發達を圖ると云ふことの態度に立戻られんこと、を希望を致しまするのである(拍手)

議員瀆職法案提出の理由

尾崎行雄君

諸君本案は極て簡短なるもので、刑法中官吏瀆職に關する罪と

云ふ條項がありますが、其條項を適用せらるゝ範圍内に於て、貴族院議員、衆議院議員、府縣會議員、郡會議員、市町村區會議員、府縣の參事會員、郡の參事會員、市の參事會員其他法律命令を以て定めたる議員及委員に適用すると云ふだけの趣意であります、法律命令を以て定めたる議員及委員と云ふのは、鐵道會議議員であるとか、或は土木會議の議員であるとか、一時大に流行したる諸般の議員であります、是等に總て適用したいと云ふ趣意に外ならぬ、全體凡そ公けの職務を持つて居る人が其職を瀆すべき行爲を爲すに當ては、國の法律は必ず之を問はなければならぬ筈のものであつて、其間に官吏であるから之を問ふ、官吏でないから問はぬと云ふ區別のあるべき譯のものでないと思ひます、故に政府は曩に二十三年頃と思ひますが、公

吏——公吏には總て官吏に關する條項を適用すると云ふことに法律を以て定めてありまするが、まだ議員其他茲に數へ上げたるものに付いては其事は定つて居りませぬ。然るに不幸にして收賄——收賄其他汚行を爲して其職務を瀆すと云ふことは、間々風評としては貴衆兩院の議員の間にも聞え、又府縣會議員、郡會議員、其他縣參事會員杯に付いては、殆ど風説の掩ふべからざるとが不幸にして時々擧つて參ります、而して法律が是を問ふ明文のないために、今日は其證據明かなりと雖も尙之を無罪にして過去ると云ふことになつて居ります、是は國の公德を維持するがために、法文上の一大欠點と考へるからして、願くは此法律を定めて是等の欠點を補はうと云ふのが、本案提出の要旨であります。

今斯の如き法案を提出するの必要を感ずるに至つたのは、本員等の大に悲む所であります、第一は貴衆兩院等に關して斯の如き法文を提出すると云ふことの一條は最も悲むべきことと思ふ、若しも此會議に、議員中にも風評にも上るだけの汚行すら爲す者がなければ、無論斯の如き法案を提出するの必要はありません、又縱しそれがあつても他の國々に於けるが如く、貴衆兩院即ち帝國議會の權能なるものが廣くありましたならば、言葉を換へて言へば、日本の如く狭少でなかつたならば、此等の汚行を爲した者があるに當つては、議院自ら之を取調べ、議院自ら之を懲罰することも出來ますが、即ち英吉利の如き、亞米利加の如き、其他司法權の一部分を議院が持つて居る所に於ては、唯己の議會を組立て、居る所の人員を、我國に於て云ふ所

の懲罰以外に、最も重い監禁若くは罰金を科すると云ふだけに議院自ら罰することが出来るばかりでなく、議院以外の者と雖も議員を侮辱したる者に付いては自ら是を罰する事が出来る、然るに不幸にして我國に於いては、憲法其他法律上帝國議會の權限なるものが、痛く狹縮せられて居りまするが故に、議院自ら取締を立てんと欲しても内に自ら潰者がある以上は、十分なる取締を立てるとは出来ませぬ、懲罰と云ふ方法はありますけれども、其範圍は極て狭くして證人を喚ぶの權利もなく、裁判所を開いて、議院自ら嫌疑者を裁判するの權能を持つて居らない、是は帝國議會のために悲むべき所の事である、他の一事は縦し其權能がなくても、其やうな人、若くはそれ等の風説をも立てらるゝ人すらなければ、尙ほ斯の如き法案を提

出する必要はありませぬが、不幸にして吾國に於ては今日二者兼ね備つて居る、或は議會を潰すの風評を立てらるゝ者もあり、又はあるに當つて之を處分するの權能をも議會は持つて居らない、此二つの缺點とも申すべきものがあるが爲めに、此法案を貴衆兩院議員にまで適用しなければならぬと考へて、それを加へてあります、又府縣會議員以下の者に至りましては、從來全國各地にあつた所の事跡に就いて見ましても、區參事會員等が其職務を潰すべき行爲を爲したとは、屢々ありまして、司法處分に附せられんとする場合に至つた者すら随分澤山ありますけれども、如何せん法文が缺けて居るがために、其罪あつて其罰を免るゝと云ふ有様に陥て居る、故に主として是等のものを加へたい、而して此法案を今日可決すると云ふことは、一面から考へれば

國のため甚だ悲むべきこととありますが、さりとて僅に其醜を掩ふて、そう云ふことがない杯と云ふ顔付きを致して居りますれば、恰も「ベスト」の蔓延するが如く、(ヒヤ／＼)愈々蔓延致しまする故に自ら清ふするの必要を感じ、罪惡の根源を淨ふし、司法處分の力を假りて之を淨むるの已むを得ざるを感じたのであります、而して議員が此貴衆兩院に關する點に就いて、司法處分に係ると云ふことは、何か不躰裁のやうに考へる人があるかも知れませぬが、是は憲法及附屬法律が今日の儘にある場合に於ては、如何なる時でも已むを得ぬのであります、現に司法處分を假りて議員が自ら體面を維持して居ると云ふことは、此法律が通過して始めて起るのでなくして現在と雖も其通である、即ち明治二十二年頃に發布せられた議員保護律なる

ものは、議長の體面を瀆し、職員を侮辱したと云ふやうな、總て議會に關することは、司法處分を假りて罰することになりて居ります、故に此法案が通過して始めて其事が起るものでなくして、帝國議會の權能の相違よりして、歐米に於て議院自ら處罰することすら、我國に於ては其權能が足らざるがために司法處分に依托して居ることは、今日既に成立つて居ることである、之れに加ふるが爲めに議會の體面がどうなると云ふが如き疑は、少もない次第であります、而して此議案に付いては政府も必ず歡んで賛成せらるゝこと、考へる現に司法省中に於て設けある此刑法改正に關する委員に於ては、是等のことに付いて既に成案があつて、議員の收賄罪は一層強く處罰しやうと云ふ、成案が成立つて居るやうであり

ます、若し棄て置きますならば、間に合はぬ、それを待つ譯にはいかぬ、それは此議會には無論出ますまいし、又明年の議會に於ても必ず出ると云ふことの保證は出来ぬがために、本員等は此案を提出したのであるが、兎に角時機の遅速はあるけれども、議會自らそれ等のことをせず置いて、政府は慥に行ふと云ふ議論は、政府部内に餘程力ある議となつて居るに違ない、即ち成案のあるは其證據であると思ひますから、政府も歡んで之に賛成するであらう、加之のみならず若し政府が之を提出したる時に當つては、公平なる議會と雖も感情の行違ひから、議會に對して無禮であると云ふ議論の起らぬとも考へられぬ、即ちそれがために政府の苦むことは一方ならぬことであらうが、今此提議に賛成すれば、それ等の苦痛攻撃を免るゝことが出来

るのである
又吾々に反對する所の諸君が、歡んで賛成せらるゝに違ひないと思ふのは、此議會の神聖を保ち、議會の腐敗を淨むると云ふことは、彼と此との間に之も相違はないのであります、故に此點に關する熱心は吾々と少も異なる所はないと考へますから、反對の諸君も歡んで此法案に賛成せらるゝに違ひないと思ふ、序に他の國に於ける先例を一二御參考に供して置きますれば、亞米利加合衆國の刑法に於ては、代議員の議員即ち日本の衆議院に當りますが、「代議士にして他議院の事務に關し賄賂を求め又は受けたる者は其求め又は受けたる所の金高三倍以下の罰金に處し三年以下の禁錮に處す」と刑法に明記してあるやうであります、又英吉利の方に於きましては總て刑法等の力を假らず

して、議會が自らそれ等の犯罪を處分する權能を持つて居りますが故に、刑法には明文はない、亞米利加の議會も處分する權能を持つて居るが、刑法と議院の例規とに於て之を處分するとの出来ることになつて居ると思ふ、英吉利の刑法には地方議會に付いては明文があります、「地方の議員又は吏員にして其地方議會の事務に關し賄賂を求め又は受けたる者又は是等の議員又は吏員に對して賄賂を贈りたる者は收賄罪を以て論じ二年の禁錮五百磅の罰金に處す前項の罪を犯したるものは七箇年間公共の職務に従事することを得ず」是は地方議會に對して其罪を問ふ所の刑法の明文である、地方議會は裁判權を持たない故に、是等の事を刑法に於て定め、帝國議會は裁判權を持つて居るが故に、議院自ら犯罪者を取調べて之を禁錮又は罰金に處すると云

ふことに爲つて居る、而して議員に對して賄賂を贈つた者を單に其議員を侮辱したるのみならず、議會全體に對する侮辱罪として英吉利あたりで取扱つた事例は昔から多々あります、今本員等の提出したる議案に於ては、賄賂を贈つた者を如何にすると云ふことは規定してありませぬ、是は寧ろ規定した方が宜かと思ひましたが、我刑法の有様が多くは働掛けて悪い事をさせた者を罰せぬ、それを受けたるものを罰するとなつて居つて、それに反して居るは此衆議院の選舉に關する罰則だけであつて、他の國では其主義で貫いて居ります、故にそれ等の事は總て刑法全體を修正しては辻褃を合せる時機を待つて、今日は何より急務、目下の形勢に處する一大急務として備はらんことを求むるより、先づ清潔法を施すと云ふ處置に出るが適當と考

へて本案を提出しました、故に願くば黨派の感情、其他の事柄なくして虚心平氣に考へ、單に帝國議會に關する事ばかりではない、府縣會以下に對しても目下の事情極めて必要なる——不幸にして必要なる問題であると云ふ點より觀察を下されて、滿場の御賛成あらんことを希望致します

早稻田實業學校教育方針

校長 天野 爲之君

本校の教育の方針に就て少しく清聽を煩はしたいと思ひますが、此の學校に於ては、總て實際的の方面から生徒を教訓する主義である、例へば文章を學ぶに付ても、其眼目は新聞の論說

なり、雜報なりを讀み得て、且つそれに類似して居る所の文章が書ければ、それで澤山である、或はむつかしい漢文、或は日本の古文などは、固より餘力あれば之に力を盡すべきものであるが、人間一生の間に、なか／＼餘力は得られるものでないから、之を犠牲にして、無學と云はれても、文盲と云はれても頓着なく、兎に角自分が學ばなければならぬ専門の上に力を注いで貫ひ度く希望するのである、又是れと同時に手紙の文、是は矢張り時文であつて、而して新聞の文章とは異なる一種特別のものであつて、此手紙の文の如きは商賣人の是非熟達を要するものであるから、商業作文の上に大に注意すると云ふ方針である、又數學に致しましても、固より學生諸君に餘力があれば幾何學もやるが宜ろしい、三角術もやるが宜しいけれども、短い人の

一生でそうあれもこれも出来るものでない、故に算盤其他商業算術に最も重きを置くと云ふ事が、吾々の此の學校に對する希望である、今日では諸所の學校にて珠算が段々廢せらるようになつて居る、極簡短な學校では往々にやつて居りますけれども高等の學校に於ては皆珠算を廢する方針になつて居る、我が實業學校はそれと反對で珠算を盛んにやらせる方針を執て居る、是等も此の實業學校が他の學校と自ら趣きを異にする事を證據立てる一の事實である

其他英語に致しましても、出來得べければ英文學の修養をも希望するけれども、是も矢張り人生の短かさが爲めにさう種々に精神を散ずると云ふ譯にはいかない、成るべく商賣的英語に力を注ぐ、又本校の英語教授は成るべく現在を知るに力を用ゆる、

夫の新聞雜誌は現在を知るに付いて最も肝要な機關である、故に日本の新聞を読むように自由に外國の新聞を読む習慣を付けて置きたいと云ふのが本校の希望である、尤も歴史其他の論文を見るのも必要でありますから、幾分かそれに精神を注ぐのは固よりでありますけれども、そればかりに偏し却て簡易實業の「イングリッシュ」を忘れることが今日の通弊でありますから、此の學校は通弊に陥らぬように警戒することを考へて居るのであります

其他法律にしましても、經濟にしましても、總べて左様な方針でブラクチャカル、サイドから教育を授くる方針である、斯く教育の方法を改めて行つたならば、其他の學校で十年でやるのを五年でやりあげると云ふとは絶對的に出來ぬ事てなからうと云ふ

考を有つて居る、故に此の學校の特色は高等小學を卒業後四五
 年間に他の専門學校でやる位いの事をやつて仕舞ふと云ふ大膽
 な希望を有つて居るのである、若し是が出来ると云ふことにな
 つたならば、斯う云ふ學風が全國に擴がつて、日本の教育の制
 度の上に非常の變化を起すであらう、而してそれが日本國に大
 に利益を興へることであらうと竊に考へて居る、
 之れに付て更らに御話をして見たい事がありますが、日本人の
 二十臺と云ふ時は餘程肝要な時であつて、私共の經驗、又私の
 先輩の經驗に依りましたも、人生の尤も大膽であるのは二十臺
 である、最も意思の盛な時は二十臺である、例へば人間到所有
 青山と云ふ意氣込みで他國へ乗出し、冒險的事業を企てるのは
 多く二十臺の人である、是が三十近くなると、墳墓の地を去る

勇氣が無くなる、それ／＼父母を養はなければならぬ、又自分
 が妻を迎へて家を成さなければならぬ、種々の繋累が出来ると
 中々自分一身を以て大膽なる事業の計畫を起すと云ふことも出
 来なければ、やる氣も無くなる、又身體の上から言ふても、二
 十臺ならば少し位の不養生をしやうが或時は徹夜ぐらいしやう
 がそれ程さわらない、けれども、三十の聲を聞くと徹夜などは
 餘程出来難い事になつて来る、それで他の國の人は知らず、日
 本の國の人は二十臺が一番事を成すに良い時で、三十になると
 眞に臆病になつて来る、安心な仕事をして行くと言ふやうに、
 大事を取つて来るから、冒險的の事業をやつて見やうと云ふ事
 も中々出来ない、従つて大なる成功もない、
 のみならず三十以上になると服従と云ふとも中々出来ない、家

康が自分の子孫に傳へた訓戒が近頃出版になりましたが、其中に斯う云ふ事がある、男子の一生に三つの警戒すべき時機がある、第一は十七八の時、此時は動もすれば誘惑に導かれて懶惰に陥つて一生を誤る危険がある第二は三十位の時、此時は驕慢の念高ぶり長上に服従する事が出来ぬと云ふやうになつてそれが爲めに身を誤ることがある、第三は四十位の時、四十になると自ら不平の念が起つて、述懐めいた事を言つて、世の中を厭つて樂隱居でもしたいと云ふやうな詰らぬ人間になる、若し十七八にして悪い方へ導かれず、三十にして自負驕慢の心を抑へて人に服従し、四十にして世の中を厭ふと云ふとなく繼續して行く人は立派な人物であると家康が話して居る、日本人はどうも三十位になると驕慢の心を生ずる、是は已むを得ぬ、三十に

なつて一々人の命令を聞いて服従し、毫も己れの意見を行ふ能はぬは尋常人の堪へ得る所で無い、所が若し學問の年限が長き時には、年三十位で卒業する、其時は最も自分の見識が高く、あれも獨斷でやりたい、是も獨斷でやりたいと云ふ念が起るが、何の事業でも初めは人の命に従つてやつて往かなければならぬ、是れ今日の卒業生の尤も苦痛を感ずる所である、然るに二十臺で卒業すれば人に服従する事も左程苦に思はぬ、又人に就て學ぶことも苦に思はぬから、二十前ぐらいで學校を卒業するに於ては、一方に於ては何かやつて見やうと云ふ大膽な所もあり、一方に於ては人の下に立つて働いて經驗を積むと云ふことも非常に便利な事である、此點から見ましても、早く卒業する事が最も商業教育に必要な事であらうと考へらる、古より三十

康が自分の子孫に傳へた訓戒が近頃出版になりましたが、其中に斯う云ふ事がある、男子の一生に三つの警戒すべき時機がある、第一は十七八の時、此時は動もすれば誘惑に導かれて懶惰に陥つて一生を誤る危険がある第二は三十位の時、此時は驕慢の念高ぶり長上に服従する事が出来ぬと云ふやうになつてそれが爲めに身を誤ることがある、第三は四十位の時、四十になると自ら不平の念が起つて、述懐めいた事を言つて、世の中を厭つて樂隠居でもしたいと云ふやうな詰らぬ人間になる、若し十七八にして悪い方へ導かれず、三十にして自負驕慢の心を抑へて人に服従し、四十にして世の中を厭ふと云ふとなく繼續して行く人は立派な人物であると家康が話して居る、日本人はどうも三十位になると驕慢の心を生ずる、是は已むを得ぬ、三十に

なつて一々人の命令を聞いて服従し、毫も己れの意見を行ふ能はぬは尋常人の堪へ得る所で無い、所が若し學問の年限が長き時には、年三十位で卒業する、其時は最も自分の見識が高く、あれも獨斷でやりたい、是も獨斷でやりたいと云ふ念が起るが、何の事業でも初めは人の命に従つてやつて往かなければならぬ、是れ今日の卒業生の尤も苦痛を感じる所である、然るに二十臺で卒業すれば人に服従する事も左程苦に思はぬ、又人に就て學ぶことも苦に思はぬから、二十前ぐらいで學校を卒業するに於ては、一方に於ては何かやつて見やうと云ふ大膽な所もあり、一方に於ては人の下に立つて働いて經驗を積むと云ふことも非常に便利な事である、此點から見ましても、早く卒業する事が最も商業教育に必要な事であらうと考へらる、古より三十

以後に成功せし人は多くあるが、大抵は二十臺に蒔いた種子の生へたのである、二十臺の決行の隋力である、或は私の云ふ事が少しく極端に亘るとしても、兎に角一の強い説である、商業家となろうと思ふ人は早く卒業しなければならぬと云ふことは、攻撃すべからざる説であるや否やは別として、兎に角強い説である私は其の事を實行したい考へである、實業學校は其方針に依て立つて居るのである

のみならず、今日は御承知の通りに、大學の数が少いのでありますから、若し中學教育を受けて大學に這入らうとすると、大學の数が少い爲めに多くの若者が路頭に迷ふ憂へがある、夫等の人は、若し速成的の適當なる教育機關があればそれに投ずる事も出来る

又一方から云へば、滿天下の父兄には金の有る者もあるが無い者も澤山ある、それ等の人には到底中等教育、商業教育、大學の教育をする力がない、それ等の人は、若し適當なる速成的學校があれば、之に自分の子弟を托することも出来て甚だ便利である、今日の如く年々一萬四五千の中學卒業生を出しても、之を收容する高等なる學校は僅に五六千しか收容する事が出来な

いで、一萬の中學卒業生は行き所に苦しむ、元來中學の教授は高等なる學校の豫備の意味を以て教へて居るのでありますから、中學を卒業した所が雇い手がない、官省でも雇はぬし、民間でも雇はぬ、どうしても商業學校へ這入るより外ないが、それも一萬五千の内一萬人は排斥されると云ふやうな風で、殆ど富饒のやうな危険なものである、是は教育機關が不整頓で高等學校

へ這入るより途がないので已むを得ぬけれども、之に代るべき
 學校が無いことも一つの原因である、此の實業學校が目的通り
 に往つて速成的に立派な人物を二十歳前位で出す事を得て、此
 風が全國に擴まることになれば、今云ふ富饒的教育は段々衰へ
 て、速成的方針に變るであらうと考へる、要するに此實業學校
 は速成であるからして空論や空理に至りては、或は他に一着を
 輸するかも知れぬけれども「ブラクチャカル」の方面に至りては、
 一步も譲らぬ積りである、私の考へは二十歳位まで卒業して、
 社會を出て經驗を積み、三十歳位になつて卒業した者と較べ
 て、決して學生諸君の地位は劣つて居らぬと確信するのである、
 往々にして此の學校の性質を誤つて小僧を作る所である、或は
 丁稚を作る所であると思ふ人がある、成程小僧を作る學校と言

はれても仕方がない、併し永久小僧を作るといふのが此の學校
 の目的でない、學校を出る時は高尚な學問がないと云ふので今
 日の俗眼から見ると小僧の如きものが出来るのでありませう、
 併しながらそれが經驗に經驗を積み立派な實業家になり得る
 と云ふ素養を以て社會に出て行くのである
 要するに此學校も高等なる實業家を作る學校である、手腕ある
 理事なり頭取なり社長なりを作る目的を以て立てられて居る學
 校である、唯其手段が他の學校とは違ふ、他の學校は學校教育
 に於て理事になり、社長になることを三十位までに學校に於て
 教へやうと云ふのであるが、此方は二十位までに一通りの事を
 教へて、あとは社會教育で立派な人間を作つていかふと云ふの
 であつて、目的は同じでも方法が違ふ、併し私の考へでは此の

學校の方針は決して他の方法に優るあつて劣るなしと思ふ、若し高等學校が永い年限に迂遠な事を教へると假定して見たならば、早く此學校を卒業して社會に飛出し、經驗に經驗を積んでやつた方が結局の勝利があると考へて居る、是は諸君が誤解のないやうにして、一生小僧になると云ふやうな憐れな考を持たないで將來立派な實業家になると云ふ、獨立自重の觀念を養つて置かなければならぬ、又赫々たる希望を抱いて快活裕達の精神を有せねばならぬ

(240)

難局に處する國民覺悟

米國大統領 ルーズヴェルト君

(過般サンフランシスコに於て演説したる一斑なり)

余は我が國民が、大機に臨んで、よく之に應じ得るの覺悟をなさん事を希望す。余は國民が、安逸なる道を求むるを好まず、一八六一年に於て、米國に於ける容易の業は、家内に安居して、南北の統一の破るゝに放任する事なりき、是れ實に安逸を好むもの、擇ぶ所なりき、然れども幸に、吾等の祖先をして、此の安逸なる道を顧みる能はざらしめたるものは、彼等の血中の鐵なりき、彼等の胸裡の魂なりき、(喝采)

(241)

偉大なるリンコーン、悲壯堅忍のリンコーンは、決然として起て召喚せり、國中の青年は、彼の召喚に應ぜんが爲に、武器を執て起てり、而して、國民、共和國、其時まで平和のみの權化と思はれたる西半球の共和國は、劍と楯とを手にして、諸國民の間に、冑へる女王の如く起てり、我が國民は、戰爭に赴けり、

戦争に於ける婦女子の任務は彼等が戦場に送りたる其の夫、其の戀人、其の父、其の愛兒の任務よりも難かりき、然も彼等は勇んで、戦争に赴く男子を喝采鼓舞せり、米國の健兒は、四年の間戦へり、而して最後の勝利は來つて、彼等の力行と失敗とに冠冕を與へたり、彼等の待望と失望の長き日月、及び失敗と敗戦の大なる痛恨を飾れり、勝利は來れり、而して六十一年の青色服（北軍）の健兒は、大なる光榮を吾等に遺せり、彼等が第一吾等に遺したるものは何ぞや、再び統一せられたる此の邦國、及び灰色服（南軍）の兵士の子孫との同胞的權利即ち是なり、（喝采）故に今日吾等米國民は、北軍たると南軍たるとを問はず、米國人の勇敢なる大行爲を、等しく讃へ得る也、若し吾等の祖先が、力行を避けて、安逸を選びしならば、また

若し彼等が、「平和に行け、吾等は統一の保たれん事を望む、されど之を保つ爲めに、血と苦みとを以て代價を拂ふを欲せず」と言ふを以て満足せしならば、今日此の堂に於て、高く頭を抗けて、歩む男女はなかるべし、世界に於ける最大の自尊心を有する國民に一步も後れを取らぬと感ずるの權利を有する男女はなかるべし、（喝采）余は希望す、此の國民が、萬事に對する正義の精神に於て、また當面の義務は悉く之を引受け、之れを果さざるまでは満足せざる力行の精神に於て、其の政策を扶植せん事を、余は實に我が國民が、將來の不幸に眼を閉ぢて、現在の平和を得んとするが如き精神を以て、國事に當るを好まず、余は希望す、吾等が、數世紀の後遂に此國民を、世界各國の模範となし、平和と正義

の精神の權化となし、また同時に勇氣と力行の精神、及び弱者を虐せず強者を懼れざる精神の權化たらしめんとするの心を以て、國家の内外より起り來る所の諸問題に對せん事を、余は諸君の清聽を感謝す、(拍手)

禁酒談

中 島 氣 峰

(明治三十六年六月十三日朝報社講演禁酒禁煙談の一節)

(前略)扱是からが愈々禁酒である、最早三箇月の間煙草を喫むことを廢めるとが出来た以上は是により酒を廢められぬことはあるまいと斯様信じてサウして酒を廢しました、此所に至つて

始めて公然と宴會の席などに出て禁酒を披露することになり
ました、最早此勢ひで往けば決して挫折することはないと云ふ
確信が出来ましたから今度は禁酒を公然とやり始めた、所が其
間に於て誠に種々雑多な不便利が生ずる、御承知の如く酒の
利益は煙草の利益と似寄て居るので實際上に便利があります、
私などは久しき間飲んで居りましたから、其酒を約そ一合位で
は未だいけませぬが三合位飲みますると丁度能い心持になつて
來る、サウすると酒が腦へ廻り腦髓を刺戟するやうになります
ると其刺戟に依りまして、それまでにない所の智慧が活動を始
めて來ます、其時始めて滑稽も言へるし時としては奇警なる議
論も出来る、又極めて物騒なる場合に於ても餘り飲み過ぎては
役に立ちませぬが適宜に飲めは千萬人と雖も我れ往かんと云ふ

の精神の權化となし、また同時に勇氣と力行の精神、及び弱者を虐せず強者を懼れざる精神の權化たらしめんとするの心を以て、國家の内外より起り來る所の諸問題に對せん事を、余は諸君の清聽を感謝す、(拍手)

禁酒談

中 島 氣 峰

(明治三十六年六月十三日朝報社講演禁酒禁煙談の一節)

(前略) 扱是からが愈々禁酒である、最早三箇月の間煙草を喫むことを廢めるとが出来た以上は是により酒を廢められぬことはあるまいと斯様信じてサウして酒を廢しました、此所に至つて

始めて公然と宴會の席などに出て禁酒を披露することになり
ました、最早此勢ひで往けば決して挫折することはないと云ふ
確信が出来ましたから今度は禁酒を公然とやり始めた、所が其
間に於て誠に種々雑多な不便利が生ずる、御承知の如く酒の
利益は煙草の利益と似寄て居るので交際上に便利があります、
私などは久しき間飲んで居りましたから、其酒を約そ一合位で
は未だいけませぬが三合位飲みますると丁度能い心持になつて
來る、サウすると酒が腦へ廻り腦髓を刺戟するやうになります
ると其刺戟に依りまして、それまででない所の智慧が活動を始
めて來ます、其時始めて滑稽も言へるし時としては奇警なる議
論も出来る、又極めて物騒なる場合に於ても餘り飲み過ぎては
役に立ちませぬが適宜に飲めは千萬人と雖も我れ往かんと云ふ

元氣が勃々として起つて来る、此の如き場合ひに進んで事を爲すには爛醉に流れず程能く飲んで居ると極めて都合が能いのであります、又酒は能く憂鬱を拂ふと云ふことを申しますが、元來私は樂天的であつて憂鬱などはない方でありますから其點は不必要であります

斯の如く算へて見ると随分酒の利益も大なるものでございませぬ、所が一方に於ては此酒を飲み過ぎるために身體を害する其他經濟上の損失品行上に害を及ぼす、凡そ此三點のものが極めて重大なる酒の害毒でございまして、經濟上に害を及ぼすと云ふとは何人にも多少免れぬので、私は比較的少い方でございませぬ、品行上の害と云ふことになると實に此所では御話することの出來ぬ程の害があります、餘り著しき害を起しませぬでも、

種々心にもない事をして翌朝に至つて後悔することが多くあります、それは何れも酒を多く飲み過ぎたときに限るので、飲み過ぎたときの私と一滴も酒を飲まぬときの私とは全然人間が別であるかと云ふて他人が驚く位の差別がある、此點に付ては恐らく私一人に限つた譯ではありますまいから大抵にして置きますが、身體上の害と云ふことになりまして最初に申しました通り第一に腦髓を害することでございます、固より斯う云ふことは人の身體にも依ることでございますから決して皆な一樣にと云ふ譯ではありませぬ、故に之を以て私が諸君に御勧め申した所が諸君の身體性質が一樣ではないから私の言ふ所を一々有理であるかと御聞取りにならぬ方もありませう

然るに私は平素病氣はございませぬ、極めて健康な方でござい

ますけれども、始終酒に酔ふために脳髓を刺戟し、脳髓の知覺は頑鈍となつて來て非常に健忘症となりました、誠に其健忘の甚しきに至りては前夜如何なることがあつたか一つも記憶して居らぬ、おかしい話ですが或時某氏と共に酒を飲み雑談中種々雑多な秘密の打明け話の出たやうなことでありました、先方の先生も酔たには相違ないが私は非常に銘酐して歸つたすると翌朝電話で其先生から前夜の話は一切秘密であるから決して人に言ふて呉れるなと云ふことでございました、私は直ちにそれに向つて斯う云ふ返答に及んだ、それは御心配には及ばぬどのやうな話があつたか一つも記憶がない、是程の害を私には與へて居つたものでそれ故に人の名論卓説を聞いてそれを記憶して歸つて新聞に書ふとした所が出来ぬのであります、如何にしても記

憶して居ることが出来ぬ、此等の點に付ては實に四苦八苦の境涯に陥り奈何とも仕方がないと云ふ所から、到頭禁酒をして以つて身軀を作り直したならば今日猶ほ及ぶべしであらうと云ふ考を出した次第であります、
是より禁酒中の苦痛の有様を概略御話致します、私は極めて淺學で佛教などの學問はございませぬけれども寺院へ詣りますと門に仁王と云ふ者がある、仁王と云ふ先生は何れを見ても非常な勢で恰も戟手奪搏と云ふ様子がある、アノ様な勢を以て睨みつめて居るのはアレは如何なるものであらうか、私は彼に對して斯う云ふ解釋を極めて居ります、凡そ佛教の道に入らんとするならば、其の門に入るには種々雑多な誘惑がある、夷子は常に鯛を抱へて居るが、あれは何故かと云ふと、人間と云ふ者は總

て欲の凝固りて、爲たい、見たい、食たい、飲たい、それから總てのたいと云ふ欲念を抑制して、欲は恣まゝにすべからず樂みは極むべからずと云ふ意味を以てたいをしつかり抱いて放さぬと云ふ深き寓意であると云ふとを或人が申しましたが、少しく滑稽の嫌ひがあるかも知れませぬけれども、恐らく寺院の門に居る仁王も斯様なものであらうと思ひます、佛に限らず總ての學問に這入つて其眞理を極めやうとするにはそれを妨害するものがある種々なる妨害をする其魔力に打勝つには、薄志弱行では到底何事も出来ぬ故、強剛なる志を以てそれらのものを打破つて、進まねばならぬ、乃ち其最初の這入り口であるから仁王と云ふ先生は極めて勢の盛んなる非常に猛烈なる狀貌をして居るものである、それから奥へ這入ると追々佛像は柔和になつて居

て愈々奥の院に這入ると釋迦様は眼を眠つて居ると云ふ極安靜なる有様である、是が道の至極した所であらう、併ながら先づ總ての道に入るには仁王の如き此様な元氣がなければならぬ、斯う云ふことを感じて居りました
それから又諸君も御承知の如く拳々服膺と云ふ文字があります拳はコブシと云ふ字で拳々服膺と云ふことゝは知つて居りました
たが本統に私は是迄其意味が解らなかつた、所が禁酒禁煙と云ふとを實行して始めて解つて來ました、極めて遅い話でありませうが實行上から解りましたので、どうも禁酒をして以來朝晝の中は耐へられますが晚餐の頃、俗に云ふ申刻となると腹の中がさうく鳴て來て何とも耐へられない其時に致方がないから、歸宅するや否や直ちに飯を食ふ、腹が張つて來ると耐へら

れるものです、最初四五日と云ふものはサツ云ふ工合で耐忍して居るが、サア十日十四日十五日となるとなか／＼其様なことではいかぬ、敵は益々頑固に猛烈に攻撃の姿勢を取つて参りますから到底耐へられぬ其所に至りますと、此位の事で自ら耐へられぬとは怪しからぬとである、既に世間へも發表して自ら禁酒をなすと云ふことを多くの人に告げて居る、多くの人は知つて居る、然るに僅か是位の欲のために破られて仕舞ふて又候禁酒の禁を破るなどは怪しからぬことぢやと發憤する、是をやるには眼を開けてやつてはいかぬ眼を閉ぢ拳を固めて我が良心に向つて、是位の事を耐へ得ることが出来ぬか怪しからぬことであると云ふて拳を握つて机を敲く、机が無ければ自分の身體でも何でもドシ／＼敲く、殆んど此手はそれがために痛くな

り、身體は其のために痛くなると云ふまで敲きつける、此所に至りまして拳々と云ふ意味が始めて解つたのであります、禪學の方にて拳を握て前へ出すと洪爐上一片雪と解する、眞赤に熱した洪爐の上へ一片の雪がバラリと落ると直ぐ雪が消へて仕舞ふ、我が良心を勵まし鐵拳を振て惡魔に向ひ眞向微塵と構へましたならば、其精神の勢に忽ち惡魔が消滅する、一片の雪が爐の上に落來ると同じ有様で、サウ云ふやうな種々のことを以て心を勵ましてやつて居りましたけれども、時としては尙耐へられない如何にしても耐へされぬと云ふときになりまして、全躰自分の考が間違つて居る、人間と云ふものは能く生存えた所が何年である、生るも死ぬるも區別はいらぬ初めより此命がなきものとしたならば飲みたいの食いたの爲たいのと云ふやう

な欲の起らう筈がない、とサウ云うことを以て屢々我心を責め勵まして見ました、責むるに随つて次第々に我が敵は退却致しまして、其度毎に我が精神發旺して來るやうに彷彿の間に認め得らるのであります、又其間に於きまして時としては到底耐へられぬと云ふことがあつた、此様なときに於きましては小刀のやうな利刃を持出してどこに飲みたいと云ふ欲が居るか我腹中に向て刃を擬すれば、それで辛と退治することが出来る、人が見て居たら全く狂人と思ふでありませう、其中に一歩々々と遠ざかり遂にいつの間にか其觀念は消へて仕舞ひました、斯う云ふことを折々やつて見たやうなことで、是は唯だ一場の空話ではなく私が實際やつて見たこととあります

元來私が此酒を廢めることに付ての原因と動機は前刻申しまし

た通りでございますが、私の家内なるものが私が酒に酔ふては亂暴をし迷惑を掛けるものでありますから、殆んど是が十年一日の如く酒を廢めて呉れと眼の前につきつけて諫めるので在るが、是は幾回諫められても一向利き目がない、私が斯様に憤發し家内が多年の目的を達するようになったから非常に喜んで居つたのであります、サア愈々苦しくて耐へ切れぬと云ふ有様を傍らで見ますと、どうも氣の毒であると云ふやうなことから或時などは私に黙つて酒を買ふて來て、誰も今人が居らぬから此所でコソコソ飲んではどうでござると云ふて持て來ました、幸に其時は酒を却けて飲まずに事が足りましたが傍で見て居てもそれ程苦しい、尙夫れでも仕様がないと云ふときに酒を器に注で其酒の香を鼻に觸れ、鼻の穴へ一道の酒の香りが通るとそ

れて欲、消へ失せて辛と耐へることが出来る、斯の如く禁酒を
 實行致しましたのが今申上げます通りに九月の二十四日で、
 サウして今日に至るまで最早二年近くでございます、私は交際
 上酒の利益のあることは十分に知つて居りますが然るに其利益
 を見捨てることになつたのは多少の利益のために前申す
 が如き大害を忍ぶことが出来ませぬ、それ故已むを得ず禁酒を
 斷行するので在ります、

此酒を廢めました結果はどうであるかと云ふことも御話して置
 きたいと思ひますけれども、未だ諸君に御紹介する程の價値が
 ないのであります、先づ第一に酒を廢めますと脳髓が鈍くなる
 それはなぜかと云ふと今まで酒のために鼓舞せられ刺戟せられ
 て働らいて居つた脳髓でありますから、酒を廢めたが爲に脳髓

の活潑な働きが一時止まつて遲鈍になつて仕舞ひ勇氣も亦減じ
 て弱くなり、益槍とした人間になるのであります是が禁酒の當
 時一年位までの間の事で、サウなつて來ると大抵の人は是では
 仕様がないと云て所謂薄志弱行で、全く其利益を認められな
 い中途に廢めて仕舞ふ者が多いのであります、而も私は其場合
 を辛く乗切りましたので、今日に至りますと益槍と云ふ境遇
 は稍や離れて來たのであります、故に記憶力の健全になつたと
 云ふとを此所に明言は致されませぬが、併ながら次第に月を重
 ねるに従ひ、舊來よりは記憶の力健全になつて來ることは確か
 に認められました、是から三年四年と年を経たならば慥かに私
 の脳髓は人並に發達するに相違ない、今日の勢を以て推せば後
 來斷じて成効するものであると云ふことを確信するだけの材料

は既に得て居る積りでございます。それから酒を廢めたがために身躰と心持の宜いことは實に非常なものでありまして、是まで酒を飲み過ぎたときなどは毎朝多少胃の痛みを發するとか或は宿醉のために氣分が悪いとか平素は極めて健康な躰でありますけれども到底健全な平穩な道を通ることは出来なかつた、所が酒を廢めた以來身躰の具合は極めて良くなりまして精神の爽快なること宛も朝風に嘯くの感があります。

又酒を飲む者は多く左様であります。私などは如何なる大切の用事がありまして飲み入りましたならば先づ其仕事はあと廻しと云ふことになる、サウして大事の仕事も其儘に放棄せらるゝとが數々あり仕事の上に妨害を及ぼしたことは少くありま

せぬ、所が酒を廢めました以來と云ふものは總て其仕事に對しまして、油斷をすることが少く活潑に働くことが出来るやうになります、而も其ために費消する時間と云ふものは大に減るので随つて他の仕事の上に用ひる時間が多くなつて來たのであります、其他酒を飲まぬから品行上に付て多くの缺點を生ずる譯もなく、費用も随つて少くなると云ふやうな譯であります、斯の如く現在の利益は今日認められて居るものであります、併ながら今後に於きまして如何程の利益を得らるゝものか、是は未だ試験の区域内にありまして諸君に向つて斷然斯様であるとは申されませぬ、終りに臨みまして近頃或る老人が私の所へ來まして聞けばお前は禁酒をして居ると云ふことであるが、禁酒をするなどと云ふことは是は末節のことである、それ位のこ

とてはいかぬ、人間は道念と云ふ根本的の力を養はなければならぬ、道念が強くなつたから如何に酒を飲まふが煙草を吸はふが構はぬ、特に若い人は専ら此道念を養ふと云ふのが肝要であると言ふて居りましたが、是は壯快なる議論ではございますが併し此様なことは極めて人を誤り易きものであつて、斯の如き門から這入らうとすると頗る要領を得ざる望洋の歎を發し、或は厭世的となるやうなことがありますから、願はくは其人々の短所弊所より手を下だし先づ手近の所より實行を試み、而して大局に達せらるゝやうに力められんことを希ふのであります、是て私は御免を蒙ります、

演 說 活 法 終

明治三十六年十二月廿二日印刷
明治三十六年十二月二十日發行

定價金參拾錢

著 者 中 島 氣 崢

東京市日本橋區本町三丁目八番地

發 行 者 大 橋 新 太 郎

東京市京橋區西紺屋町二十六、七番地

印 刷 者 石 川 金 太 郎

東京市京橋區西紺屋町二十六、七番地

印 刷 所 英 會 社

株式會社 秀 英 會 社

發 兌 元

東京市日本橋區本町三丁目

博 文 館



文學士 武島又次郎君著 (第八版)
 帝國百修辭學

▲特製本總クローヌ金文字入上製 正價五拾五錢郵稅拾錢

次 目

- 第一編 辨製
- 第一章 體製の一般
 - 第二章 文の構成
 - 第三章 善なる體製は如何にして作らるべきか
 - 第四章 外勢及辭樣
 - 第五章 文體に於ける外勢と優麗と
- 第二編 構想
- 第一章 構想の一般
 - 第二章 構想とは何ぞや
 - 第三章 構想の分類
 - 第四章 構想の表現
 - 第五章 構想の發展

著者風に詩文を以て名あり、本書記する所詩歌散文に關する事項は、紙大洩さず其種類組織より條章辭句に至る迄引例提喻の周到を究め加ふるに行文流麗にして明珠の盤を走るが如し、文學に志ある者必讀必携の良本なり。

早稻田大學講師 島村龍太郎君著 (再版)
 早稻田叢書 新美辭學

全一冊背皮 正價壹圓卅錢
 大判上製 紙五四四頁 郵稅拾四錢

次 目

- 第一編 緒論
- 第一章 美辭學の名稱
 - 第二章 美辭學とは何ぞや
 - 第三章 美辭學の第一定義
 - 第四章 美辭學の科學的地位
 - 第五章 美辭學の變遷
 - 第六章 西洋美辭學の變遷
- 第二編 修辭論
- 第一章 修辭論の組織
 - 第二章 修辭論の現象
 - 第三章 修辭論の統一
 - 第四章 修辭論の統一
 - 第五章 修辭論の統一
- 第三編 美論
- 第一章 美論の計畫
 - 第二章 美論の計畫
 - 第三章 美論の計畫
 - 第四章 美論の計畫
 - 第五章 美論の計畫
- 第四編 美の哲學的方面
- 第一章 美の哲學的方面
 - 第二章 美の哲學的方面
 - 第三章 美の哲學的方面
 - 第四章 美の哲學的方面
 - 第五章 美の哲學的方面

文學博士 高山林次郎君著
帝國百論理學

(十三版)
大判洋裝 正價四拾錢
並續紙數 郵稅八錢
三百餘頁 正價五拾五錢郵稅拾錢

次 目

▲特製本紙クローム金文字入上製

第一章	總論	第十三章	三段論法論
第二章	名辭命題及三段論法序論	第十四章	不正確なる推論
第三章	命題	第十五章	歸納法的三段論法概論
第四章	命題の對當	第十六章	似而非同上
第五章	命題の對當	第十七章	自然法の一致
第六章	命題の對當	第十八章	因果律
第七章	命題の對當	第十九章	觀察設想及立證
第八章	命題の對當	第二十章	歸納法的研究法
第九章	命題の對當	第二十一章	原因の不定と結果の混淆と
第十章	命題の對當	第二十二章	原因の不定と結果の混淆と
第十一章	命題の對當	第二十三章	原因の不定と結果の混淆と

本書は著者が往年第二高等學校に教授たりし際講述したるものを基礎として慎重なる訂修を経たるもの條理井然文字簡明庶幾は斯學最新の体系たるを得ん乎、是れ著者が自ら負て學界の批判を仰がる所以なり、

文學博士 桑木巖翼君 關山富君抄譯
早稻田編 論理學綱要

全一冊洋裝 正價四拾錢
大判並綴 紙三百頁 稅郵六錢

次 目

緒論	論理學の定義及其主成分	第四章	間接推理の形式
第一編	思惟の基本的形式	第一章	思惟の系統的形式
第一章	概念的形式的形式	第二章	說明の分科及種類
第二章	分析的概念的形式的形式	第三章	思惟の關明的形式
第三章	性質判斷の形式的形式		
第四章	性質判斷の形式的形式		
第五章	性質判斷の形式的形式		
第六章	性質判斷の形式的形式		
第七章	性質判斷の形式的形式		
第八章	性質判斷の形式的形式		
第九章	性質判斷の形式的形式		
第十章	性質判斷の形式的形式		
第十一章	性質判斷の形式的形式		
第十二章	性質判斷の形式的形式		
第十三章	性質判斷の形式的形式		
第十四章	性質判斷の形式的形式		
第十五章	性質判斷の形式的形式		
第十六章	性質判斷の形式的形式		
第十七章	性質判斷の形式的形式		
第十八章	性質判斷の形式的形式		
第十九章	性質判斷の形式的形式		
第二十章	性質判斷の形式的形式		
第二十一章	性質判斷の形式的形式		
第二十二章	性質判斷の形式的形式		
第二十三章	性質判斷の形式的形式		
第二十四章	性質判斷の形式的形式		
第二十五章	性質判斷の形式的形式		
第二十六章	性質判斷の形式的形式		
第二十七章	性質判斷の形式的形式		
第二十八章	性質判斷の形式的形式		
第二十九章	性質判斷の形式的形式		
第三十章	性質判斷の形式的形式		
第三十一章	性質判斷の形式的形式		
第三十二章	性質判斷の形式的形式		
第三十三章	性質判斷の形式的形式		
第三十四章	性質判斷の形式的形式		
第三十五章	性質判斷の形式的形式		
第三十六章	性質判斷の形式的形式		
第三十七章	性質判斷の形式的形式		
第三十八章	性質判斷の形式的形式		
第三十九章	性質判斷の形式的形式		
第四十章	性質判斷の形式的形式		

宮田 修君著 (再版)

通俗言語學

全一冊洋裝 正價貳拾五錢
大判並綴 三五〇頁 郵稅八錢

文明の民野蠻の民等しく言語の近時暗者をすらすら語らしむるに至れり。而も文明の言語は秩序あるべし。乃ち科學的研究なるべからず本書は詳細に這個の意義を解説し、頭印の語學を掲げ、行文平易にして何人も容易に解得すべし。

故兆民 一年有半 全一册洋地綴 正價參拾五錢
 中江篤介先生著 ● 藩閥の將來 全一册洋地綴 郵稅八錢
 文學博士 外山正一君著 ● 警世評論 全一册紙皮上綴 賣價貳拾錢
 下クトル 岡崎遠光君著 ● 新聞學 小判 四二六頁 郵稅六錢
 米國文學博士 松本君平君著 ● 政治罪惡論 全一册洋布上綴 賣價五拾錢
 松平 康國君譯 ● 帝國主義論 全一册脊皮上綴 郵稅拾錢
 法學博士 高田早苗君抄譯 ● 無政府主義 全一册脊皮上綴 郵稅四拾錢
 煙山專太郎君著 ● 非鐵道國有論 全一册脊皮上綴 郵稅拾錢
 尾崎 行雄君序 橫山 正修君著 ● 社會問題解釋法 全一册脊皮上綴 郵稅四拾錢
 安部 磯雄君著 ● 新 建 國 全一册洋地綴 賣價拾錢
 日南福本誠君著 ● 新 建 國 全一册洋地綴 賣價拾錢

文學博士 宮本平九郎君譯述 ● 南洋之風雲 全一册洋地綴 正價六拾錢
 文學博士 藤弘之君著 ● 道法律德進化の理 全一册洋地綴 郵稅拾錢
 文學博士 加藤弘之君著 ● 天則百話 全一册洋地綴 郵稅六拾錢
 文學博士 井上哲次郎君述 ● 巽軒講話集(初稿) 全一册洋地綴 郵稅七拾錢
 文學博士 井上哲次郎君述 ● 巽軒講話集(二稿) 全一册洋地綴 郵稅八拾錢
 文學博士 井上哲次郎君述 ● 南水論集 全一册洋地綴 郵稅五拾錢
 文學博士 井上圓了君述 ● 况翁閑話 全一册洋地綴 郵稅六拾錢
 男爵石黑忠應君著 ● 人事百話 全一册洋地綴 郵稅四拾錢
 男爵福羽美靜君著 ● 續一年有半 全一册洋地綴 郵稅八拾錢
 故兆民 中江篤介先生著 ● 國民教育之方針 全一册洋地綴 郵稅七拾五錢
 釋雲照律師著 ● 國民教育之方針 全一册洋地綴 郵稅七拾五錢

世界格言大全

濫江保君編纂

寸珍洋布 正價金拾錢 郵稅四錢

坪谷善四郎君著 (三版)

演說討論軌範

洋裝並綴
中判二百頁

▲正價參拾五錢 郵稅八錢

言論自由の天地に棲息して而して其利器を應用せず空しく人後に墮若するに至つては是れ活世に處するのあり共ふべからず利器とは何ぞや所謂演說討論是なり然れ共本書を知らず其術に拙く愚論妄説の爲に敗を取る者あり本書を指し其精神を貫かしむ

博文館編輯局編纂 (十二版)

祝辭演說法

洋裝大判
二五〇頁

▲正價貳拾五錢 郵稅六錢

公會の席、祝辭は式例の一として欠くべからざるもの、本書事例に依りて祝辭の作法、文例等を詳叙し又演說法として雄辯美辭の性質、作法、用例等を明示す。思を述べ志を行はんとするもの、之に待つ多し時勢に後れざらんとするもの必ず本書を一讀すべし

若林珪藏君著 ●速記術 中判 正價四拾錢 上製 郵稅四錢

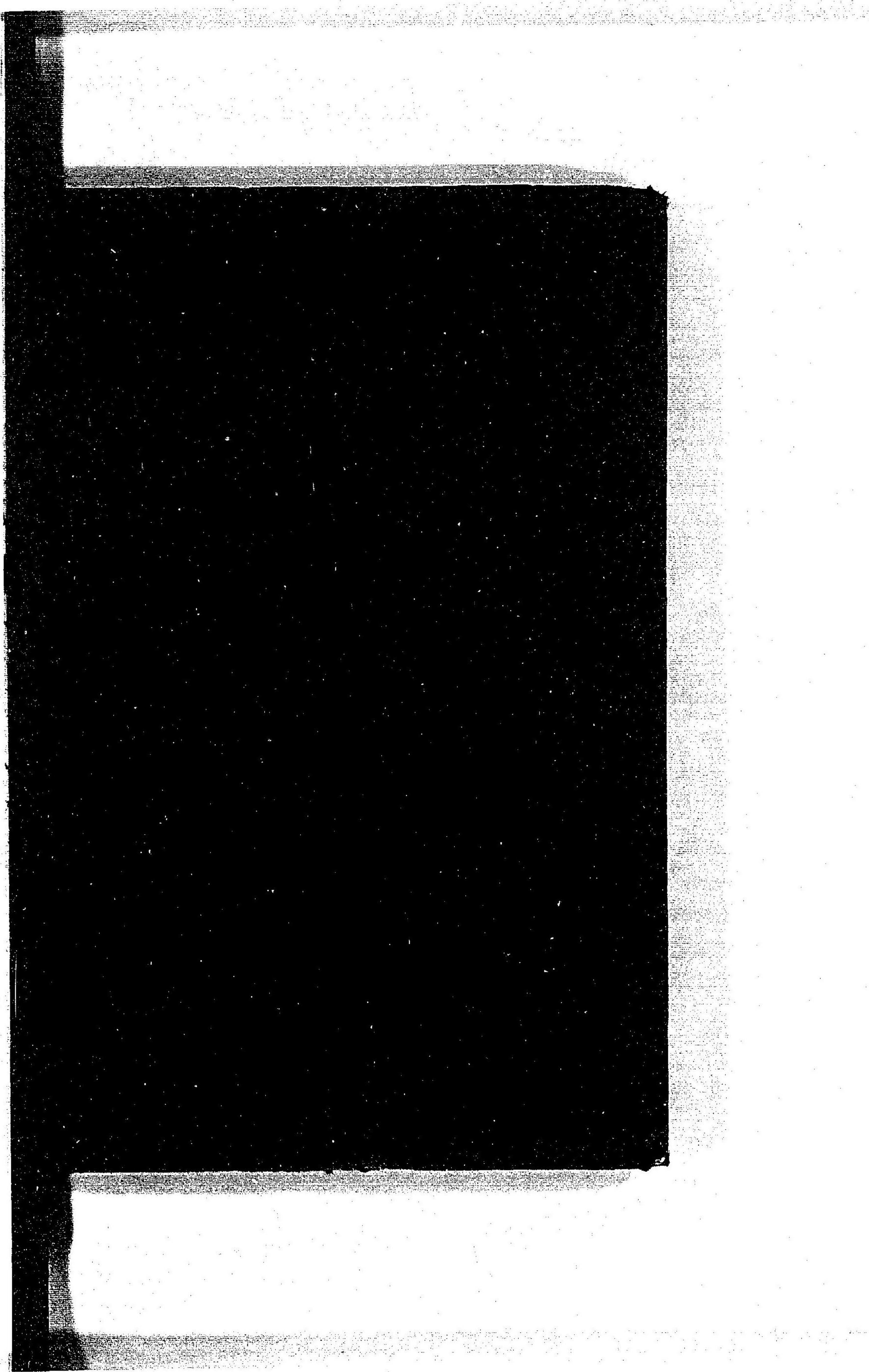
世界一大奇書

權謀學

金井啓一君著

小判紙洋裝 實價金拾五錢 郵稅四錢

94
307



94

307

076657-000-6

94-307

演説活法

中島 気崢 / 著

M36.12

DAB-0003



